

**「人権尊重の社会づくり条例」  
制定済み都府県の最大公約数的な内容**

# 宮崎県人権尊重の社会づくり条例(仮称) (イメージ)

(前文)

世界人権宣言には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」という人類普遍の原理がうたわれており、また、日本国憲法には、「すべて国民は、個人として尊重され、人種、信条、性別、社会的身分、門地等により、不当に差別されない」という人権尊重の基本理念がうたわれている。

しかしながら、現実には、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人に対する暴力や虐待、外国人、性的マイノリティに対する差別的言動など、様々な人権問題が依然として存在しており、さらに、国際化、情報化、少子高齢化などの社会情勢の変化や、新型コロナウイルス感染者などに対する差別や誹謗中傷が社会問題となるなど、新たに取り組むべき課題も生じてきている。

一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別や偏見を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。

ここに、私たち宮崎県民は、全ての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

## 第1条 (目的)

この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりのための施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

## 第2条 (基本理念)

人権が尊重される社会づくりの推進は、すべての人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、すべての人が差別及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びにすべての人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならない。

## 第3条 (県の責務)

1 県は、第1条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村、県民及び事業者と連携協力するものとする。

#### 第4条（市町村との協働）

- 1 県は、市町村と協働して人権が尊重される社会の実現に努めるものとする。
- 2 県は、市町村に対し、県が実施する人権施策に協力することを求めるとともに、市町村が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

#### 第5条（県民及び事業者の責務）

- 1 県民及び事業者は、自らが人権が尊重される社会をつくる担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。
- 2 県民及び事業者は、県が実施する人権施策に協力するものとする。

#### 第6条（人権教育・啓発推進方針）

- 1 県は、人権の尊重に係る教育及び啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権教育・啓発推進方針（以下「推進方針」という。）を定めるものとする。
- 2 推進方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
  - (2) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
  - (3) その他人権施策を推進するために必要な事項
- 3 県は、推進方針を定めるに当たっては、あらかじめ、次条第1項に定める宮崎県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。
- 4 県は、推進方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 県は、毎年度、推進方針に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

#### 第7条（宮崎県人権施策推進審議会の設置）

- 1 宮崎県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、推進方針に関する事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する事項について審議する。
- 3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べるができる。

#### 第8条（審議会の組織等）

- 1 審議会は、委員〇〇人以内で組織する。
- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(前文)

①世界人権宣言には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」という人類普遍の原理がうたわれており、また、日本国憲法には、「すべて国民は、個人として尊重され、人種、信条、性別、社会的身分、門地等により、不当に差別されない」という人権尊重の基本理念がうたわれている。

②しかしながら、現実には、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人に対する暴力や虐待、外国人、性的マイノリティに対する差別的言動など、様々な人権問題が依然として存在しており、さらに、国際化、情報化、少子高齢化などの社会情勢の変化や、新型コロナウイルス感染者などに対する差別や誹謗中傷が社会問題となるなど、新たに取り組むべき課題も生じてきている。

③一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別や偏見を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。

④ここに、私たち宮崎県民は、全ての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

※13都府県全部あり。

## 世界人権宣言（外務省仮訳文）

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等である。（以下略）

## 日本国憲法

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。（以下略）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。（以下略）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。（以下略）

(①鳥取県・前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(②奈良県・前文)

基本的人権が尊重される、差別のない、自由で平等な社会の実現は、人類すべての悲願である。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

しかしながら、我が国において、部落差別をはじめとして、女性、障害者、その他の社会的弱者への差別が依然として存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展に伴い、人権に関する様々な課題もみられるようになっている。

我々は、新しい世紀の到来を前に、あらためて人間の尊厳を自覚し、差別を撤廃することが自由で平等な地域社会建設の基礎であることを認識し、人権意識の高揚と差別意識の解消のため、たゆまぬ努力を行うことが必要である。

我々は、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な奈良県の実現を誓い、ここにこの条例を制定する。

(③三重県・前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

こうした世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下に、私たち三重県民は、人権県宣言の趣旨にのっとり、不当な差別をなくし、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するため、この条例を制定する。

(④高知県・前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障について定められている。

この理念の下に、すべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

しかし、現実社会には、**同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、H I V感染者等、外国人などに対する人権侵害の問題が依然として存在**している。

同和問題については、高知県においても行政の責務として長年取り組んできたが、いまだ完全には解決されていない実態がある。

県は、これらの問題の解決に先導的な役割を果たすべきであり、また、私たちは、力を合わせてあらゆる人権問題の早急な解決を図っていかねばならない。

ここに、私たちは、人権という普遍的な文化の創造を目指し、差別のない、差別が受け入れられない人権尊重の社会づくりを進めていくことを決意して、この条例を制定する。

(⑤佐賀県・前文)

すべて人間は、人として生きていくための何人も侵すことのできない権利を生まれながらに享有している。

この人権は、すべての人の尊厳と平等に立脚したものであり、人権の尊重は、人類普遍の原理として、日本国憲法の理念となっている。

私たちは、この崇高な理念の下、差別や偏見のない、お互いの人権が尊重される社会を実現するため、ここにこの条例を制定する。

(⑥大阪府・前文)

全ての人間が固有の尊厳を有し、かつ、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念とするところである。

かかる理念を社会において実現することは、私たち全ての願いであり、また責務でもある。

しかしながら、この地球上においては、今日もなお、**社会的身分、人種、民族、信条、性別、障害があること等に起因する人権侵害**が存在しており、また、我が国においても人権に関する諸課題が存在している。

さらに、私たち一人ひとりが人権を行使するに当たっては、社会の構成員としての責任を自覚し、かつ、他者の人権の尊重を念頭に置くべきであるという道理を、より一層浸透させていかなければならないという課題も存在している。

人権尊重の機運が国際的にも高まる中で、大阪が世界都市として発展していくためにも、私たち一人ひとりが命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することが、今こそ必要とされている。

私たち一人ひとりが、こうした人権尊重の社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(⑦滋賀県・前文)

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳および権利について平等である。

すなわち、私たち一人ひとりには、様々な個性をもったかけがえのない存在であり、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして一人ひとりの多様性が認められ、それぞれのもつあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。

同時に、私たちはこのような自由と権利を行使するに際しては、他者の自由や権利を認め合い、相互に尊重しなければならないという義務を負っている。

こうした認識に基づいて、現在および将来の世代にわたり、豊かな自然に恵まれ環境を大切にす滋賀に、人間としての尊厳が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることが、私たちみんなの願いであり、また責務である。

私たち滋賀県民は、21世紀の初頭に当たり、人権が尊重される社会づくりを進めるために不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

(⑧愛媛県・前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利としてすべての国民に保障している日本国憲法の理念とするところでもある。

しかしながら、我が国においては、社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な差別その他の人権侵害が存在しており、また、我が国社会の国際化、情報化及び高齢化の進展等に伴い、人権に関する様々な課題も生じている。

すべての人が幸せな生活を営むためには、県民一人ひとりが互いに人間の尊厳や権利を尊び、差別や偏見のない平等と参加の地域社会づくりを実現していかなければならない。私たちは、人権が尊重される社会づくりのため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(⑨和歌山県・前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別等を理由としたあらゆる人権侵害や不当な差別が行われることなく、すべての人の人権が尊重される社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

同時に、私たちは、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権の尊重を念頭に置いて、自らの人権を行使するようにしなければならない。

このような認識に立ち、私たちは、現在及び将来の県民が人権という普遍的な文化が根付いた平和で明るい社会の豊かさを等しく享受できるようにすることが、私たちの責務であると確信する。

ここに、私たちは、自然と人間との共生を目指す和歌山県で、人権尊重の社会づくりを進めるために、不断の努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(⑩栃木県・前文)

人権は、人間の尊厳に由来する固有の権利である。

人権尊重を基本原理とする日本国憲法の下に、人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害が行われることなく、すべての人々が人権を享有し、自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。

また、ふるさと栃木県が、国際化、情報化、高齢化をはじめとする社会情勢の変化に的確に対応しつつ、真に調和のとれた平和で豊かな地域社会として、今後とも活力ある発展を続けていくためにも、私たち一人一人が、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、人権の共存を図っていくことが不可欠である。

ここに、私たちは、基本的人権を保障した日本国憲法の精神に従い、すべての県民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりにたゆまぬ努力を傾けていくことを決意し、この条例を制定する。



(⑪福井県・前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、個人の尊重ならびに生命、自由および幸福追求に対する権利の尊重を定めている日本国憲法の理念とするところである。

この理念の下、わたしたち一人一人が、互いの尊厳を認識し、互いの権利を尊重し合う人権尊重の社会をつくり、もってより豊かなふるさと福井県を築くことは、わたしたちの願いであり、責務でもある。

しかしながら、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する人権侵害に関する問題は依然として存在しており、さらに、国際化、情報化、少子高齢化等の進展に伴い、新たに取り組むべき課題も生じてきている。

ここに、わたしたちは、人権尊重の社会づくりに不断の努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(⑫大分県・前文)

人権は、すべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利である。すべての人は、様々な個性をもった存在であり、人間として皆同じように大切な人権を有しているのである。

しかしながら、今日なお、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障がい、疾病等による不当な差別その他の人権侵害が存在し、私たちの解決すべき課題となっている。

一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。

ここに、私たち大分県民は、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

(13東京都・前文)

東京は、首都として日本を牽けん引するとともに、国の内外から多くの人々が集まる国際都市として日々発展を続けている。また、一人一人に着目し、誰もが明日に夢をもって活躍できる都市、多様性が尊重され、温かく、優しさにあふれる都市の実現を目指し、不断の努力を積み重ねてきた。

東京都は、人権尊重に関して、日本国憲法その他の法令等を遵守し、これまでも東京都人権施策推進指針に基づき、総合的に施策を実施してきた。今後さらに、国内外の趨勢を見据えることはもとより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念が、広く都民に浸透した都市を実現しなければならない。

東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けることは、都民全ての願いである。

東京都は、このような認識の下、誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さないことを改めてここに明らかにする。そして、人権が尊重された都市であることを世界に向けて発信していくことを決意し、この条例を制定する。

## 第1条（目的）

この条例は、

- ①人権尊重の社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、
- ②人権尊重の社会づくりのための施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、
- ③人権施策を総合的かつ計画的に推進し、
- ④もって、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

※13都府県全部あり。

### （①鳥取県・第1条・目的）

この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

### （②奈良県・第1条・目的）

この条例は、人権の尊重について県及び県民の責務を明らかにし、同和問題その他の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が等しく尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

### （③三重県・第1条・目的）

この条例は、人権尊重に関し、県及び県内で暮らし、又は事業を営むすべての者（以下「県民等」という。）の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題への取り組みを推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

### （④高知県・第1条・目的）

この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、市町村及び県民（県内に在住する個人並びに県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

(⑤佐賀県・第1条・目的)

この条例は、人権の尊重について、県、市町及び県民の責務を明らかにし、同和問題及び女性、子ども、高齢者、障害者等の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(⑥大阪府・第1条・目的)

この条例は、人権尊重の社会づくりに関する府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）の推進の基本となる事項を定め、これに基づき人権施策を実施し、もって全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(⑦滋賀県・第1条・目的)

この条例は、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(⑧愛媛県・第1条・目的)

この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(⑨和歌山県・第1条・目的)

この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(⑩栃木県・第1条・目的)

この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(⑪福井県・第1条・目的)

この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりのための施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人権尊重の社会の実現に寄与することを目的とする。

(12)大分県・第1条・目的)

この条例は、人権が尊重される社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに関して県が実施する施策（以下「人権尊重施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権尊重施策を総合的に実施し、もってすべての人の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。

(13)東京都・第1条・目的)

この条例は、東京都（以下「都」という。）が、啓発、教育等（以下「啓発等」という。）の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的とする。

## 第2条（基本理念）

人権が尊重される社会づくりの推進は、

- ①すべての人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、
  - ②すべての人が差別及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びに
  - ③すべての人が多様な価値観と生き方を認め合う社会
- の実現に寄与することを旨として行わなければならない。

⑫大分県あり。

### （⑫大分県・第2条・基本理念）

人権が尊重される社会づくりの推進は、すべての人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、すべての人が差別及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びにすべての人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならない。

### 第3条（県の責務）

- 1 県は、第1条の目的を達成するため、
  - ①県行政のあらゆる分野において、
  - ②人権施策を積極的に推進するものとする。
- 2 県は、人権施策を推進するに当たっては、
  - ③国、市町村、県民及び事業者と連携協力するものとする。

※13都府県全部あり。

#### （①鳥取県・第2条・県の責務）

- 1 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。
- 2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。
- 3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

#### （②奈良県・第2条・県の責務）

県は、前条の目的を達成するため、国及び市町村と協力しつつ、人権尊重に関する県民相互の理解を深めるため、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に係る施策の実施に努めるものとする。

#### （③三重県・第2条・県の責務）

- 1 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。
- 2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町及び関係団体と連携協力するものとする。

(④高知県・第2条・県の責務等)

1 県は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりを図るとともに、人権意識の高揚を目的とする教育及び啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）を総合的に推進するものとする。

2 知事は、人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について定期的に公表するものとする。

3 知事は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、必要な指導及び助言をすることができる。

(⑤佐賀県・第2条・県の責務)

県は、人権の尊重に関する県民相互の理解を深めるため、国及び市町と連携協力し、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に関する施策の実施に努めるものとする。

(⑥大阪府・第2条・府の責務)

1 府は、前条の目的を達成するため、施策を実施するに当たって人権尊重の社会づくりに資するよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 府は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村、事業者及び府民との協働により、人権尊重の社会づくりを積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(⑦滋賀県・第2条・県の責務)

1 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権が尊重される社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策の推進に当たっては、国および市町との適切な役割分担を踏まえて、これを行うとともに、必要な調整に努めるものとする。

(⑧愛媛県・第2条・県の責務)

1 県は、前条の目的を達成するため、県民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）を策定し、及び積極的に推進する責務を有する。

2 県は、人権施策を実施するに当たっては、国、市町及び関係団体と連携し、及び協力するものとする。



(⑨和歌山県・第2条・県の責務等)

- 1 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。
- 2 県は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村と連携するものとする。
- 3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。
- 4 県は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する実態の把握に努めるとともに、県が実施した人権施策について定期的に公表するものとする。

(⑩栃木県・第2条・県の責務)

- 1 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、人権尊重の社会づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図るように努めなければならない。

(⑪福井県・第2条・県の責務)

- 1 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において、人権施策を積極的に推進するものとする。
- 2 県は、人権施策を総合的に推進するための体制を整備し、および必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町、県民および事業者と連携するものとする。

(⑫大分県・第3条・県の責務)

- 1 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権尊重施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、人権が尊重される社会づくりの推進に当たっては、県民（県民がその構成員である団体を含む。以下同じ。）、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、人権尊重施策を実施するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(⑬東京都・第2条・都の責務等)

1 都は、人権尊重の理念を東京の隅々にまで浸透させ、多様性を尊重する都市をつくりあげていくため、**必要な取組を推進するものとする。**

2 都は、**国及び区市町村**（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）**が実施する人権尊重のための取組について協力するものとする。**

3 都民は、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、人権尊重の理念について理解を深め、その事業活動に関し、人権尊重のための取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。

#### 第4条（市町村との協働）

- 1 県は、市町村と協働して人権が尊重される社会の実現に努めるものとする。
- 2 県は、市町村に対し、県が実施する人権施策に協力することを求めるとともに、**市町村が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。**

※8県あり、②奈良県、⑦滋賀県、⑨和歌山県、⑬東京都、⑭大阪府なし。

#### （①鳥取県・第3条・市町村の責務）

市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

#### （③三重県・第4条・県と市町村との協働）

- 1 県は、市町村に対し、県と協働して人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。
- 2 県は、**市町村が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。**

#### （④高知県・第3条・市町村の責務）

市町村は、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の高揚に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

#### （⑤佐賀県・第3条・市町村の責務）

市町村は、人権の尊重に関する住民相互の理解を深めるため、県と連携協力し、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に関する施策の実施に努めるものとする。

#### （⑧愛媛県・第4条・県と市町村との協働）

- 1 県は、市町村に対し、県と協働して人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。
- 2 県は、**市町村が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。**

#### （⑩栃木県・第4条・県と市町村との協力）

県及び市町村は、それぞれが実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に関し、相互に協力するものとする。

#### （⑪福井県・第4条・市町村との協働）

県は、人権施策について市町村と情報の交換等連携を密にすることにより、市町村と協働して人権尊重の社会の実現に努めるものとする。

(⑫大分県・第6条・市町村との協働)

県及び市町村は、それぞれが実施する人権が尊重される社会づくりに関する施策について、相互に協力するものとする。

第5条（県民及び事業者の責務）

1 県民及び事業者は、

- ①自らが人権が尊重される社会をつくる担い手であることを認識し、
- ②人権意識の高揚に努めるとともに、
- ③相互に人権を尊重しなければならない。

2 県民及び事業者は、

- ④県が実施する人権施策に協力するものとする。

※13都府県全部あり。

（①鳥取県・第4条・県内に暮らすすべての者の責務）

県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

（②奈良県・第3条・県民の責務）

県民は、自ら人権意識の高揚を図り、相互に人権を尊重するとともに、県が実施する前条の施策に協力し、積極的に自己啓発に努めるものとする。

（③三重県・第3条・県民等の責務）

1 県民等は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重し、人権を侵害してはならない。

2 県民等は、県が実施する人権施策に協力するものとする。

（④高知県・第4条・県民の責務）

県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して人権意識の向上に努めるとともに、県又は市町村が実施する施策に協力するものとする。

（⑤佐賀県・第4条・県民の責務）

県民は、自らが、人権が尊重される社会をつくる担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

（⑥大阪府・第3条・府民の責務）

府民は、人権尊重の社会づくりの推進について理解を深めるとともに、府が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(⑥大阪府・第4条・事業者の責務)

事業者は、人権尊重の社会づくりの推進について理解を深め、その事業活動を行うに当たり、人権尊重のための取組を推進するとともに、府が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(⑦滋賀県・第3条・県民および事業者の責務)

県民および事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めなければならない。

(⑧愛媛県・第3条・県民の責務)

県民は、自らが、人権が尊重される社会をつくる担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

(⑨和歌山県・第3条・県民の責務)

県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚して、人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めなければならない。

(⑩栃木県・第3条・県民の責務)

- 1 県民は、相互に人権を尊重しなければならない。
- 2 県民は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚に自ら努めるとともに、県が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(⑪福井県・第3条・県民および事業者の責務)

県民および事業者は、人権に対する理解を深めるとともに、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる場において、常にすべての人の人権の尊重を念頭に置いて行動し、および県が実施する人権施策に積極的に協力するものとする。

(⑫大分県・第4条・県民の責務)

- 1 県民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる場において、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。
- 2 県民は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。

(⑫大分県・第5条・事業者の責務)

1 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。

2 事業者は、**人権尊重施策に協力する**よう努めるものとする。

(⑬東京都・第6条・都民の責務)

都民は、**都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力する**よう努めるものとする。

(⑬東京都・第7条・事業者の責務)

事業者は、その事業活動に関し、差別解消の取組を推進するとともに、**都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力する**よう努めるものとする。

## 第6条（人権教育・啓発推進方針）

- 1 県は、人権の尊重に係る教育及び啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権教育・啓発推進方針（以下「推進方針」という。）を定めるものとする。
- 2 推進方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
  - (2) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
  - (3) その他人権施策を推進するために必要な事項
- 3 県は、推進方針を定めるに当たっては、あらかじめ、次条第1項に定める宮崎県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。
- 4 県は、推進方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 県は、毎年度、推進方針に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

※1 1府県あり、②奈良県、③東京都なし。

## （①鳥取県・第6条・基本方針）

- 1 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 人権尊重の基本理念
  - (2) 人権教育及び人権啓発に関すること。
  - (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。
  - (4) 相談支援体制に関すること。
  - (5) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
  - (5) 人権施策の推進に資する調査に関すること。
  - (6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
  - (7) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

※令和3年4月1日、第2項第2号の「人権に関する意識の高揚に関すること」を「人権教育及び人権啓発に関すること」に改正。



(③三重県・第5条・基本方針)

1 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権尊重の**基本理念**

(2) **人権に関する意識の高揚**に関すること。

(3) 同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題について、**各分野ごとの施策**に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、**あらかじめ、次条第1項の三重県人権施策審議会の意見を聴き**、議会の議決を経なければならない。

4 前項の規定は、人権施策基本方針の変更について準用する。

(④高知県・第5条・人権施策の基本方針)

知事は、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けて、すべての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進させるため、人権施策の基本方針を定めるものとする。

(⑤佐賀県・第5条・基本方針)

1 知事は、**人権の尊重に係る教育及び啓発に関する施策を実施するための基本方針を定める**ものとする。

2 知事は、前項の基本方針を定めるに当たっては、市町、関係団体等の意見を聴くものとする。

(⑥大阪府・第5条・基本方針の策定)

1 知事は、人権施策を総合的に推進するために必要な事項を定めた基本方針を策定しなければならない。

2 知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更するときは、**あらかじめ大阪府人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問の上、その答申を添えて府議会の意見を聴**かななければならない。

3 知事は、前項の意見を勘案した上で、第1項の基本方針を策定し、又は変更しなければならない。

(⑦滋賀県・第4条・人権施策基本方針)

1 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権が尊重される社会づくりの**基本理念**
- (2) **人権意識の高揚**を図るための施策に関すること。
- (3) **相談支援体制**の整備に関すること。
- (4) 人権問題における**分野ごとの施策**に関すること。
- (5) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、**あらかじめ滋賀県人権施策推進審議会の意見を聴く**ものとする。

4 知事は、人権施策基本方針を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、人権施策基本方針を変更する場合について準用する。

6 知事は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度、滋賀県人権施策推進審議会に報告するものとする。

(⑦滋賀県・第5条・人権施策基本方針との整合)

県は、県行政のあらゆる分野における施策の策定および実施に当たっては、人権施策基本方針との整合に努めるものとする。

(⑧愛媛県・第5条・基本方針の策定)

1 知事は、人権施策の総合的な推進に関する基本方針を策定するものとする。

2 知事は、前項の基本方針を策定するに当たっては、**あらかじめ、愛媛県人権施策推進協議会の意見を聴く**ものとする。

(⑨和歌山県・第4条・人権施策基本方針)

1 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の社会づくりの**基本理念**
- (2) **人権意識の高揚**を図るための施策に関すること。
- (3) 人権に関する**相談支援体制**の整備に関すること。
- (4) 人権問題における**分野ごとの施策**に関すること。
- (5) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、**あらかじめ和歌山県人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない**。

(⑩栃木県・第5条・施策の基本方針)

- 1 知事は、人権尊重の社会づくりの総合的な推進を図るため、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 人権尊重の社会づくりに関する**基本的方向**
  - (2) **人権意識の高揚**を図るための施策に関する基本的事項
  - (3) 人権に関する**課題ごとの施策**に関する基本的事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要事項
- 3 知事は、基本方針を定めようとするときは、**あらかじめ、栃木県人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。**
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(⑪福井県・第5条・基本方針)

- 1 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 知事は、基本方針を定めるに当たっては、**あらかじめ、福井県人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。**
- 3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう配慮しなければならない。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、基本方針を変更する場合について準用する。
- 6 知事は、基本方針に基づく人権施策の実施状況について、毎年度、福井県人権施策推進審議会に報告しなければならない。

(⑫大分県・第7条・人権尊重施策基本方針)

- 1 知事は、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進するため、人権尊重施策基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 人権教育、人権啓発その他**人権意識の高揚**を図るための施策の方針
  - (2) 相談、苦情解決その他人権侵害の救済に関する施策の方針
  - (3) 社会的弱者に係る人権の**諸課題に関する取組**の方針
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりを推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本方針を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本方針の具体化の方策としてその実施に関する計画を定めるものとする。

第7条（宮崎県人権施策推進審議会の設置）

- 1 宮崎県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、推進方針に関する事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する事項について審議する。
- 3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第8条（審議会の組織等）

- 1 審議会は、委員〇〇人以内で組織する。
- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

※10府県あり、②奈良県、⑤佐賀県、⑬東京都なし。

（①鳥取県・第9条・鳥取県人権尊重の社会づくり協議会）

- 1 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。
- 3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べるることができる。

（①鳥取県・第10条）

- 1 協議会は、委員26人以内で組織する。
- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(③三重県・第6条・三重県人権施策審議会の設置)

- 1 人権施策**基本方針**その他人権施策**について調査審議**するため、三重県人権施策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、**人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べる**ことができる。

(③三重県・第7条・審議会の組織等)

- 1 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 前2項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(④高知県・第6条・高知県人権尊重の社会づくり協議会)

- 1 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 知事は、前条の人権施策の**基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴く**ものとする。
- 3 協議会は、**人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べる**ことができる。

(⑥大阪府・第6条・審議会への諮問等)

- 1 審議会(大阪府人権施策推進審議会)は、**人権施策の推進に関し、知事の諮問に応じ、意見を述べる**ことができる。
- 2 審議会の会議は、原則として公開とする。

(⑦滋賀県・第6条・滋賀県人権施策推進審議会の設置)

- 1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに関する事項について調査審議する。
- 3 審議会は、人権が尊重される社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(⑦滋賀県・第7条・審議会の組織等)

- 1 審議会は、委員18人以内で組織する。
- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

-----  
(⑧愛媛県・第6条・愛媛県人権施策推進協議会)

- 1 人権施策の推進に関する重要事項を調査協議させるため、愛媛県人権施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、人権施策の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(⑧愛媛県・第7条)

- 1 協議会は、委員15人以内で組織する。
  - 2 委員は、人権問題に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。
  - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。
-

(⑨和歌山県・第5条・和歌山県人権施策推進審議会の設置等)

- 1 和歌山県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項を審議する。
- 3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(⑨和歌山県・第6条・審議会の組織等)

- 1 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の委員の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

-----  
(⑩栃木県・第6条・栃木県人権施策推進審議会)

- 1 前条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、栃木県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
  - 2 審議会は、前項に規定するもののほか、人権尊重の社会づくりに関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べるることができる。
  - 3 審議会は、委員25人以内で組織する。
  - 4 委員は、学識経験を有する者、県議会の議員、市町村の長及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
  - 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 6 委員は、再任されることができる。
  - 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
-

(⑪福井県・第6条・福井県人権施策推進審議会)

人権施策の推進に関する重要事項の調査審議等を行うため、福井県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(⑪福井県・第7条・審議会の所掌事務)

審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本方針の策定に関し調査審議し、知事に対して意見を述べること。
- (2) 基本方針に基づく人権施策の実施状況に関し調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対して意見を述べること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、人権施策の推進に関する重要事項についての調査審議および建議に関すること。

(⑪福井県・第8条・審議会の組織等)

- 1 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(⑫大分県・第13条・大分県人権尊重社会づくり推進審議会)

次に掲げる事務を行うため、大分県人権尊重社会づくり推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 第7条第1項の規定による基本方針の策定に当たって意見を述べること。
- (2) 第9条第2項の規定により顕彰について意見を求められた事項について、意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりの推進に関する重要な事項について、知事に提言すること。

(⑫大分県・第14条・組織及び任期)

- 1 審議会は、知事が任命する委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。



検討事項「委任」

※ 4 県あり。

(④高知県・第 7 条・委任)

この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する事項その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(⑧愛媛県・第 8 条・委任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(⑨和歌山県・第 7 条・委任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(⑫大分県・第 1 5 条・委任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 鳥取県だけが定めている条項

### (①鳥取県・第5条・県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等)

県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

### (①鳥取県・第7条・差別のない社会づくりの推進)

1 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- (2) いじめ又は虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い

2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

### (①鳥取県・第8条・人権に関する相談)

1 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談者への助言
- (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）の紹介
- (3) 関係機関と連携した相談者の支援
- (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 大分県だけが定めている条項

### (⑫大分県・第8条・差別をなくす運動月間及び人権週間)

- 1 差別の解消の取組を進めるために差別をなくす運動月間を、人権についての理解を広めるために人権週間を設ける。
- 2 差別をなくす運動月間は8月1日から同月31日までとし、人権週間は12月4日から同月10日までとする。
- 3 県は、差別をなくす運動月間及び人権週間の趣旨を普及するとともに、その趣旨にふさわしい取組を行うものとする。
- 4 市町村は、地域の実情に応じて、差別をなくす運動月間及び人権週間の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

### (⑫大分県・第9条・顕彰)

- 1 知事は、基本理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりの推進に寄与し、県民の模範となる取組を行ったと認められるものを顕彰することができる。
- 2 知事は、前項の規定による顕彰を行うに当たっては、大分県人権尊重社会づくり推進審議会の意見を聴くものとする。

### (⑫大分県・第10条・事業者を支援する施策)

知事は、人権教育及び人権啓発の活動に取り組む事業者に対して、その活動を支援する施策を行うものとする。

### (⑫大分県・第11条・調査研究)

知事は、人権尊重施策の策定及び実施に関して、県民意識の把握その他の必要な調査研究を行うものとする。

### (⑫大分県・第12条・年次報告等)

知事は、毎年、人権尊重施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。